

商品中古自動車に係る自動車税種別割の減額

中古自動車販売業者が所有する一定の商品中古自動車については、自動車税種別割が減額されます。

○減額の対象となる自動車の要件

令和2(2020)年4月1日現在、古物営業法の規定による古物営業の許可を受けている申請者が商品として所有し展示している自動車で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの。ただし、登録上の所有者名及び使用者名が申請者名と同一のものに限ります。

(注) 申請できない自動車=新規登録車(新車・中古車)及び軽自動車、社用車、私用車、代車、試乗車、リース車など

○減額の対象となる申請者(販売業者)の要件

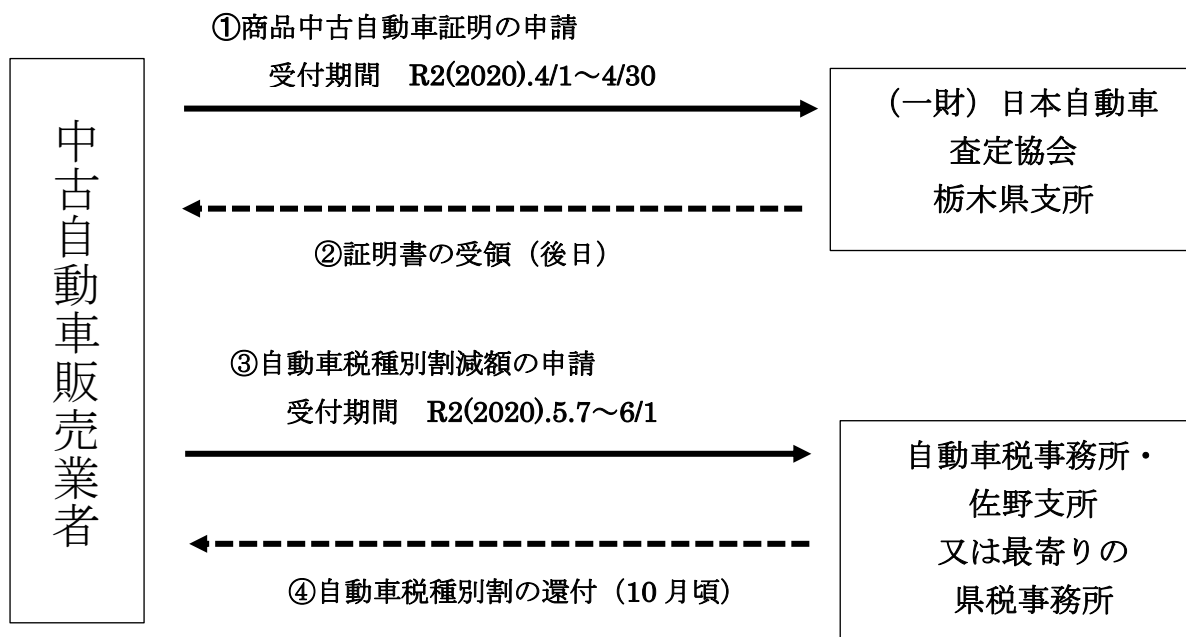
次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 令和元(2019)年度までの自動車税種別割について滞納がないこと、及び申請者が令和2(2020)年4月1日現在、所有する全ての自動車(減額申請する自動車以外の自動車や令和2(2020)年4月1日以降他の者に売却した自動車も含む。ただし、令和2(2020)年度に限り、地方税法附則第59条第1項に基づく徴収猶予の特例を受けた自動車税を除く。)の令和2(2020)年度自動車税種別割について、納期限(令和2(2020)年6月1日(月))までに年税額全額を納付していること。なお、納期限までに抹消登録を完了した自動車については、月割額全額を納付していること。
- (2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受けた方は、それぞれ、刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は、通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- (3) 地方税の滞納処分を受けた方は、当該滞納処分が解除になった日から2年を経過していること。

○減額額

年税額の12分の3に相当する額(令和2(2020)年10月頃の還付を予定)

○申請の流れ (①→②→③→④の順番で申請してください)



【注意事項】

(一財) 日本自動車査定協会栃木県支所に対し、期間内(4/1~4/30)に申請を行わないと商品中古自動車証明書の交付を受けられません。交付された証明書の添付が無いと、当県へ自動車税の減額申請をすることができません。

また、当県への減額申請も同様に期間内(5/7~6/1)に行わないと受け付けできません。郵送による申請の場合は、申請期間までに消印のあるものが有効となります。

【古物商許可証について】

古物営業法の改正により、引き続き古物商を営む場合には、令和2(2020)年3月31日までに主たる営業所を管轄する警察署へ「主たる営業所等届出書」の提出が必要となりました。届出を行わなかった場合は許可が失効し、減額の申請ができません。

古物商許可証についてご不明な点は、警察本部又は警察署にお問い合わせください。

申請の手続き

○一般財団法人日本自動車査定協会栃木県支所での手続き

【商品中古自動車証明の申請】

- ・ 申請期間 令和 2(2020)年 4 月 1 日(水)～4 月 30 日(木)
土・日・祝日を除く 8 時 3 0 分～1 2 時、1 3 時～1 7 時まで
- ・ 申請場所 一般財団法人日本自動車査定協会栃木県支所
宇都宮市今宮 2 丁目 4 - 6 TEL 0 2 8 - 6 5 8 - 1 6 3 9

- ・ 提出書類 (※郵送等の送付申請不可、支所窓口申請のみ受付)
 - (1) 商品中古自動車証明申請書 (査定協会に用意してあります)
 - (2) 古物商許可証の写し
 - (3) 商品中古自動車の自動車検査証の写し (当該年度の 4 月 1 日時点において申請者名義であったことが確認できるもの)
その他、古物台帳の写し、詳細登録事項等証明書 (保存記録) 等
 - (4) 同意書及び確認書 (査定協会に用意してあります)
 - (5) 発行された証明書の送付を希望される方は、あらかじめ送付先 (申請者宛) をご記入の上、信書扱いの追跡可能な「日本郵便株式会社のレターパックプラス(510 円)」等の用意

- ・ 証明手数料 1 台につき 3 4 6 円 (消費税込)
- ・ その他 (支所窓口でスムーズに受付できるよう御協力をお願いいたします。)
 - 申請受付時は、念のため申請者の訂正印をお持ちください。
 - 証明書を窓口で受け取る方は、受領印 (代理人可) をお持ちください。
 - 申請された商品中古自動車の調査に伺う場合がございますので、御協力の程よろしくをお願いいたします。その際、証明書発行は調査後になります。

※商品中古自動車証明の申請についてご不明点がある場合は、(一財)自動車査定協会 栃木県支所(TEL 028-658-1639)までお尋ねください。

また、自動車査定協会に商品中古自動車証明の申請を行っただけでは、自動車税種別割の減額手続きは完了しておりません。必ず期間内に自動車税事務所・佐野支所

又は県税事務所へ、自動車税種別割の減額申請を行っていただきますようお願いいたします。

○栃木県自動車税事務所等での手続き

【自動車税種別割の減額申請】

- ・申請期間 令和2(2020)年5月7日(木)～6月1日(月)
土・日・祝日を除く8時30分～12時、13時～17時まで
- ・申請場所 自動車税事務所、佐野支所又は最寄りの県税事務所の窓口

※期限後の申請は一切お受け付けいたしませんので十分ご注意ください。

・提出書類

- (1) 自動車税種別割減額申請書 ← 様式は栃木県ホームページにあります
- (2) 商品中古車に係る自動車税種別割の減額申請明細書 ←
- (3) 商品中古自動車証明書 ← (一財)日本自動車査定協会栃木県支所が発行

(一財)日本自動車査定協会栃木県支所
所在地：栃木県宇都宮市今宮2丁目4-6
TEL：028-658-1639

※査定協会の証明申請受付期間...4月1日～4月30日

- (4) 古物商許可証の写し
- (5) 納税通知書等の写し(納付前でも可) ※下記の注意を確認してください。

※1 減額申請する令和2(2020)年度の自動車の納税通知書の右半分をA4の用紙にコピー(3枚分並べてコピーするときれいに収まります)

※2 口座振替対象者は、「自動車税納税通知書・口座振替通知書」をA4の用紙にコピーし、減額申請する自動車の情報に蛍光ペン等で目印をつける。

※3 一括納付制度利用者は、下記のいずれかとしてください。

- ① 紙ベース「納税通知書内訳書」をA4の用紙にコピーし、減額申請する自動車の情報に蛍光ペン等で目印をつける。
- ② 電子データ「納税通知書内訳書」中の減額申請する自動車情報セルに、着色等で目印をつけ、A4用紙に出力する。